

コンプライアンス活動報告

コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス活動の実施状況等について報告がなされた。

記

1. 開催日・場所

- ① 令和5年1月30日（月） 経営会議 川西倉庫本社 新館3階ホール
- ② 令和5年2月14日（火） 取締役会 同上

2. 出席者

- ① コンプライアンス委員長、取締役（監査等委員除く）、コンプライアンスオフィサー、コンプライアンス事務局長 計18名
- ② コンプライアンス委員長、取締役（監査等委員含む）、コンプライアンス事務局長 計10名

3. 活動報告

- 1) 独占禁止法のうち、物流分野全体の取引の公正化に基づく物流特殊指定と下請法の枠組みや適応範囲、禁止事項などについて勉強会を行い、理解を深めた。
(11月4日・8日・28日 神戸支店)
- 2) 水産流通適正化法のうち、輸出入の適正化を図るために発行する必要がある証明書や対象となる水産動植物・加工品について、水産庁の資料を用いて内容の理解を深めた。
(11月24日・25日 通関部)
- 3) 不正アクセス禁止法のうち、IDやパスワードの適正な管理やネットワーク管理者による適切な措置などについて、勉強会を開催し、内容の理解を深めた。
(10月24日 情報システム部)
- 4) 酒税法のうち、未納税・課税に関わる酒類の移動制限や返品による戻し税処理について、勉強会に参加し、理解を深めた。
(10月21日 神戸支店)
- 5) 家畜伝染病予防法のうち、輸出入検査対象貨物の分類や、指定検査場所での遵守事項について、農林水産省主催の勉強会に参加し、理解を深めた。
(11月30日 京浜支店)
- 6) 所得税法のうち、制度変更による年末調整のペーパーレス化導入についての基本事項や、導入企業による効率的な運用について、WEBセミナーを受講し、理解を深めた。
(10月5日 人事部)
- 7) 監査室は、継続して業務の適法性などについて各課所の監査を実施している。リスク管理面からみて不適切な事案については、改善指導を行い、フォローアップも実施している。

4. コンプライアンスにかかる報告・相談窓口の利用状況

第2四半期に弁護士事務所窓口（川西 CP ホットライン）へ通報があった事案については、コンプライアンス規程に基づいてコンプライアンス委員会事務局にて事実確認の調査を実施、発生事実を認定し、賞罰委員会を開催し対象者への処分を行うなどの是正措置を講じるとともに、再発防止策を策定した。また、通報から再発防止策に至る一連の事象につきコンプライアンス委員会にて報告がなされた。
なお、社内のコンプライアンス通報/相談窓口への期間中の利用および通報はなかった。